

平成24年9月21日

第7回「医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議」

西 内 岳
(第一東京弁護士会)

～東京三弁護士会医療ADRの体制と取り組み～

1. 第三者医師による医学的知見の導入について

※別添資料「東京三弁護士会医療ADR検証報告書」中の「3. 第三者医師による医学的知見の導入の要否・是非と展望」P. 55～57
(特にP. 56の(3)(4))

〔上記の報告書
http://www.toben.or.jp/know/iinkai/iryuu/pdf/tokyo3kai_adr_houkoku.pdf〕

2. 医療界と法曹会の相互理解の促進について

(1) 医療ADRが有効に機能し活用されるための基盤として必要不可欠

(2) 東京三弁護士会に関する取り組み

①東京地方裁判所（医療集中部）・都内13大学医学部（附属病院）・東京三弁護士会の三者協議会・幹事会（平成14年）

※上記の13大学は、東京地方裁判所におけるカンファレンス鑑定
の鑑定人（複数鑑定）の給源ともなっている。

②上記①の協議会（主催は東京地方裁判所）による「医療界と法曹会の相互理解のためのシンポジウム」

i 第1回（平成20年）（判例タイムズ1326号）

ii 第2回（平成21年）（同1328号）

iii 第3回（平成22年）（同1355号）

iv 第4回（平成23年）（同1374号）

※第5回は、平成24年10月9日開催予定

③東京三弁護士会医療関係事件検討協議会（平成14年）

※上記①の協議会・幹事会の東京三弁護士会側の受け皿

④東京三弁護士会医療ADR自体に関する特徴（改善点）

i 医師・医療機関からの「第三者であるあっせん人立ち会いの下での医療行為などに関する説明」や「患者・家族との関係の調整など」を目的としての申立も積極的に広報

ii 審理手続を①両当事者の対話の促進とそれによる相互理解に向けての話し合いの手続（ステップ1）と②具体的な解決に向けた合意形成のための調整の手続（ステップ2）に分け、
③「ステップ2」の手続に移行（進行）するには両当事者の同意を要件としている